

## 松江市鹿島地域コミュニティ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市鹿島地域コミュニティ支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市鹿島地域コミュニティ支援事業補助金
補助金交付の目的	鹿島地域（松江市鹿島町内の地域をいう。）のまちづくりに対する熱意と発想を最大限に活用し、愛着の沸く特色のあるまちづくり事業の振興を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	地域コミュニティ活動支援事業の開催に直接要する経費であって、次に掲げる経費は除くものとする。 (1) 日当及び費用弁償 (2) 懇親会及び飲食に係る経費 (3) 景品代及び賞金 (4) 交際費及び慶弔費 (5) 上部団体や他団体等への負担金や補助金等の資金援助 (6) その他市長が不相当と認めるもの
補助金の交付の率又は金額	補助金交付対象である事業に要する経費(千円未満は切り捨て)とし、補助基準単価400円に申請自治会・単位自治会及び区の4月1日現在の加入世帯数を乗じた額(千円未満は切り捨て)を上限とする。
補助事業者の範囲	地域コミュニティ活動を行う自治会、単位自治会及び区とする。ただし、申請(適用)は自治会、単位自治会及び区いずれかの区分で年1回とし、申請範囲にすでに交付決定を受けた自治会・単位自治会及び区を含めないものとする。なお、他の自治会、単位自治会及び区との共同事業も対象とする。
終 期	令和8年3月31日

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。